第四十九条の二十三の二　対地静止衛星に開設する人工衛星局（インマルサット人工衛星局を除く。）の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、一、六二六・五MHzを超え一、六六〇・五MHz以下の周波数の電波を送信し、一、五二五MHzを超え一、五五九MHz以下の周波数の電波を受信するものの無線設備は、次の条件に適合するものでなければならない。

［一～五　略］

第四十九条の二十三の三　非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、一、六一〇MHzを超え一、六一八・七五MHz以下の周波数の電波を送信し、二、四八三・五MHzを超え二、五〇〇MHz以下の周波数の電波を受信するものの無線設備は、次の条件に適合するものでなければならない。

［一・二　略］

第四十九条の二十三の四　対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、二九・五GHzを超え三〇GHz以下の周波数の電波を送信し、一九・七GHzを超え二〇・二GHz以下の周波数の電波を受信するものの無線設備は、次の条件に適合するものでなければならない。

一　一般的条件

［イ～ホ　略］

ヘ　二九・五GHzを超え三〇GHz以下の周波数の電波の発射を禁止された領域内において電波の発射を停止する機能を有すること。

［二　略］

第四十九条の二十三の五　高度六〇〇㎞以下の軌道を利用する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、一四・〇GHzを超え一四・五GHz以下の周波数の電波を送信し、一〇・七GHzを超え一二・七GHz以下の周波数の電波を受信するものの無線設備は、次の条件に適合するものでなければならない。

一　一般的条件

イ　空中線は、通信の相手方である人工衛星局のみを自動的に捕捉及び追尾することができるものであつて、当該人工衛星局を自動的に捕捉及び追尾することができなくなつた場合は直ちに電波の発射を停止する機能を有すること。

ロ　携帯基地地球局が送信する制御信号を受信した場合に限り、電波の発射を開始できる機能を有すること。

ハ　携帯基地地球局の制御により電波の発射を停止する機能を有すること。

ニ　周波数及び輻射する電力は、携帯基地地球局が送信する制御信号によつて自動的に設定されるものであること。

第四十九条の二十三の二　対地静止衛星に開設する人工衛星局（インマルサット人工衛星局を除く。）の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、一、六二六・五MHzから一、六六〇・五MHzまでの周波数の電波を送信し、一、五二五MHzから一、五五九MHzまでの周波数の電波を受信するものの無線設備は、次の条件に適合するものでなければならない。

［一～五　同上］

第四十九条の二十三の三　非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、一、六一〇MHzから一、六一八・七五MHzまでの周波数の電波を送信し、二、四八三・五MHzから二、五〇〇MHzまでの周波数の電波を受信するものの無線設備は、次の条件に適合するものでなければならない。

［一・二　同上］

第四十九条の二十三の四　対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、二九・五GHzから三〇GHzまでの周波数の電波を送信し、一九・七GHzから二〇・二GHzまでの周波数の電波を受信するものの無線設備は、次の条件に適合するものでなければならない。

一　一般的条件

［イ～ホ　同上］

ヘ　二九・五GHzから三〇GHzまでの周波数の電波の発射を禁止された領域内において電波の発射を停止する機能を有すること。

［二　同上］

［新設］